

様式第3号(第4条関係)

会 議 録

1 附属機関等の会議の名称 松川町国民健康保険運営協議会

2 開催日時 令和8年2月19日(木) 午後7時00分 から 午後8時30分まで

3 開催場所 松川町役場2階 協議会室

4 出席者氏名

【委員】8名

被保険者代表: 下澤会長 宮澤副会長 子白委員 片桐委員

公益代表: 星野委員 宮下委員 谷川委員

保険医代表: 宮下委員

【役場】6名

保健福祉課 : 塩倉課長 三宅保健予防係長 土岐保健予防係長 大澤主査

住民税務課 : 伊藤課長

5 議題

①国民健康保険の仕組みについて

②「長野県における保険税水準の統一に向けた 松川町のロードマップ」について

③国民健康保険事業の状況について

④国民健康保険税の収納率等の傾向について

⑤令和7年度 国民健康保険特別会計決算見込みについて

⑥国民健康保険税 子ども・子育て支援金制度(支援金)について

⑦令和8年度 国民健康保険事業特別会計 当初予算(案)について

6 非公開の理由(会議を非公開とした場合)

—

7 傍聴人の数 0名

8 会議資料の名称 松川町国民健康保険運営協議会 次第

9 審議の概要

①国民健康保険の仕組みについて

②「長野県における保険税水準の統一に向けた 松川町のロードマップ」について

(委員)

所得が4倍10倍になれば国保税も4倍10倍になるのか。

(町)

所得割のみで考えるとある一定まではその理屈になるが、均等割と平等割は定額のため単純に4倍10倍となるわけではない。

また、課税限度額が決まっているため、限度額以上は課税されない。

課税限度額は、医療分66万円、後期支援金分26万円、介護分17万円となっている。

③国民健康保険事業の状況について

④国民健康保険税の収納率等の傾向について

⑤令和7年度 国民健康保険特別会計決算見込みについて

(委員)

被保険者数が前年度比66名減とあり、高額療養費の件数も前年度比でみると減っている。

これは被保険者数が減ったためにこの数字が出ているのか。

(町)

こちらは高額療養費の表になるため、被保険者数が減ったことが関係しているというよりは高額療養費を使われた方が減ったと見ていただけたらと思う。

(委員)

町で行っている保健事業の成果が出ていると理解してよいか。

(町)

そう思いたいですが、そこまでの分析が出来ないのが現状。必ずしも町の努力とは言えない部分もある。

(委員)

神経系の疾患が増えていると伺えるが、傾向としては毎年増えているのか。

(町)

年度により差があり、必ずしも年々増えているとは言えない。

(委員)

国保税の収納率について、金額は読み取れるが件数はどうなっているのか。

(町)

世帯数は、令和6年度1,636世帯、令和7年度1,614世帯、22世帯減となっている。

(委員)

努力支援制度の項目に歯科の項目があるが、今年度受診率は相当低いと感じる。

定期検診を受けている人は、受けていない人に比べて年間医療費が9万円低いデータがある。住民の健康のため検診時の自己負担や受診率向上について検討してほしい。

(町)

申込方法を大幅に変更したことが受診率低下の要因と考える。ただ、町では、医療費にかける金額が他市町村よりも高い。元々定期的に歯科検診を受けていて、歯科に関心のある方が多いと感じる。自己負担額や受診率向上については検討していく。

(委員)

保険者努力支援制度について、この配当金は国や県からもらえるというイメージで良いか。予算の中でどの部分にそれが当たるのか教えていただきたい。

(町)

そのとおり。国が都道府県や市町村に対して同じ項目で評価をし、獲得点数が多ければ配当が多くなる。決算見込みの保険者努力支援分が該当する。

(委員)

令和7年度決算見込額より令和8年度当初予算額が少ないが、これはなぜか。

(町)

令和7年度分は実績に基づく見込額。令和8年度当初予算額は前年度申請時点での見込み。令和7年度決算見込額に近づくよう到来年度も努力していく。

(委員)

県の運営協議会委員等資料の中に、努力支援事業費申請状況の一覧がある。この中でメタバや禁煙に対し、今度どう取り組んでいくのか追々協議会で聞かせていただきたい。

⑥国民健康保険税 子ども・子育て支援金制度（支援金）について ※諮問事項

(委員)

計算例では3人で7,090円とあるが、こども家庭庁のHPを見ると、国保は一世帯あたり300円と書いてある。この差は何か。

(町)

一世帯あたりの平均月額が300円である。この計算例の7,090円は年税額となっている。所得100万円で仮計算をしているが、所得が高い場合は賦課限度額の3万円が年税額となる世帯は出てくる。

(町)

国はここから毎年50円ずつ上げていく予定である。

(委員)

この支援は必要なため制度的には理解できる。支援金の使途について説明してほしい。

(町)

児童手当の拡充。令和6年10月からすでに始まっているが、来年度からは支援金を財源として運用される。育児時短就業給付や妊婦のための支援給付、出生後休業支援給付もすでに始まっている制度である。令和8年度から始まるこども誰でも通園制度や育児期間中の国民年金保険料免除に充てられる。

(委員)

近隣市町村もこの率・金額なのか。

(町)

税率等の算出に参考とした、県標準保険料率は統一されているものではなく、松川町分として示された率・金額(端数調整済)である。標準保険料率を必ずしも算出に使用しなければならないわけではなく、近隣市町村が何を根拠として算出しているのかは不明である。

(委員)

子ども・子育て支援金分の徴収が始まり、財源が十分確保できているとなった場合は減額等の見直しはされるのか。

(町)

今回答申していただくこの税率は、実際には仮計算の税率である。令和8年度分の根拠とする所得は6月にならないと確定しないため、その所得で再計算した際に今回の税率と大きな乖離がある場合は、再度見直し、医療分や介護分などと合わせて5月の運営協議会でお諮りする。

今後50円ずつ増額する予定のため、令和9年度10年度はこの税率ではやっていけないと考えている。毎年50円ずつ上げるための税率改正があるをご理解いただきたい。

(委員)

国保加入者の高齢化に伴い医療費が上がるため、それに応じて医療分等の税率が上がることは理解できる。

しかし、少子化が進む中で、果たして毎年上がるのかどうか疑問だったため質問した。

(委員)

県への支払は、実績を見て支払うのか、決められた金額を支払うのか。

(町)

県へ支払う納付金額は既に決まっており、示された額を支払うこととなる。当初予算は、納付金額と同額を歳入として仮に計上している。6月に所得が決まった時点で予算の見直しを行い補正させていただく予定である。

(会長)

原案どおりで答申してよろしいか、認めていただける方は挙手をお願いします。

→賛成:8 反対:0 (全員賛成)

【答申】(会長)

国民健康保険運営協議会にて示された税率について、原案のとおり認めます。

⑦令和8年度 国民健康保険事業特別会計 当初予算(案)について

質問なし

10 閉会(副会長)